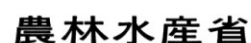
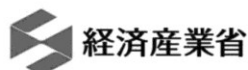

トラック運送サービスを持続的に 提供可能とするためのガイドライン

— 厚生労働省・国土交通省・経済産業省・農林水産省 —

トラック運送サービスを持続的に 提供可能とするためのガイドライン

～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上でコストが必要になることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すためにガイドラインとしてとりまとめました。



トラック運送機能の安定的・継続的な提供を可能とするために ～荷主・運送事業者双方の共通理解に向けて～

① コンプライアンス（法令遵守）は、安全確保等の観点から重要です。

○ トラックドライバーは、以下の改善基準告示(※1)を遵守する義務があります。

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・ 1日(※2) 原則 13時間以内 最大 16時間以内 (15時間超えは週2回以内) ・ 1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と勤務の間の自由な時間)	・ 継続して8時間以上
運転時間	・ 2日平均で、1日あたり9時間以内 ・ 2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・ 4時間以内

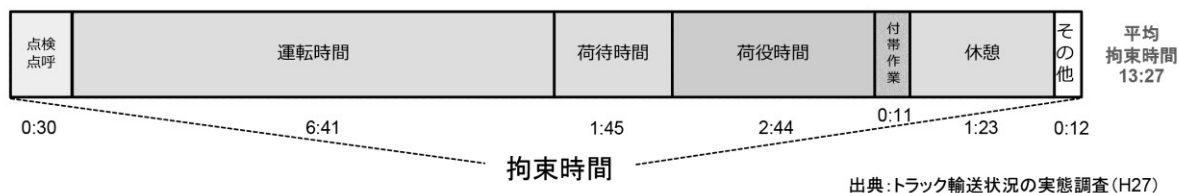
※1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)

※2 (1)1日拘束16時間を超える運送はできない

(2)週3日以上1日拘束15時間を超える運送はできない

② 「拘束時間」は、荷物を運んで運転している時間だけではなく、点検・回送運転・荷待・荷役・休憩等の時間も含まれます。

※拘束時間等のルールに加え、働き方改革関連法により、H36年4月(2024年4月)から、時間外労働時間について「年間960時間以内」の上限が設けられます。



③ コンプライアンス違反を防ぐためには、

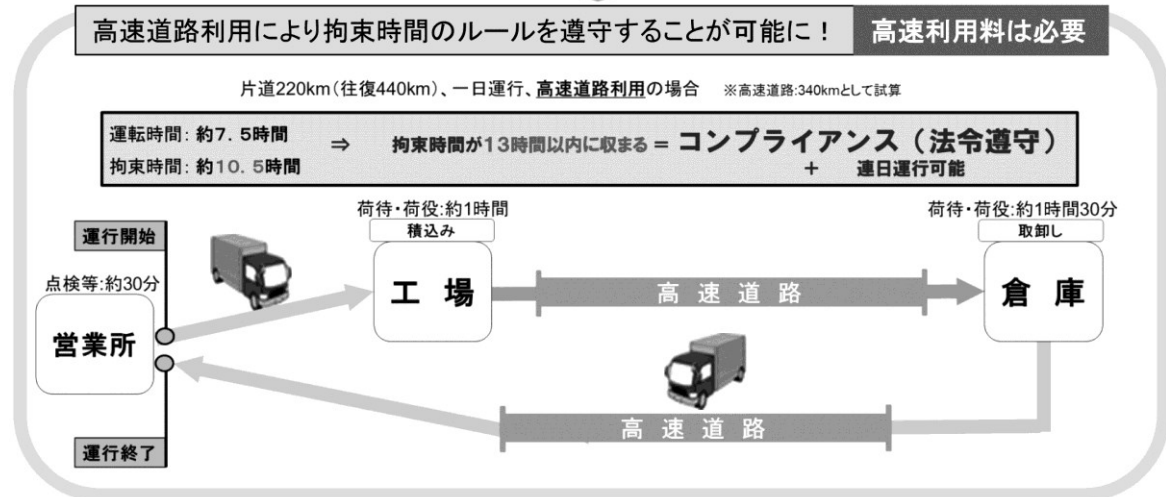
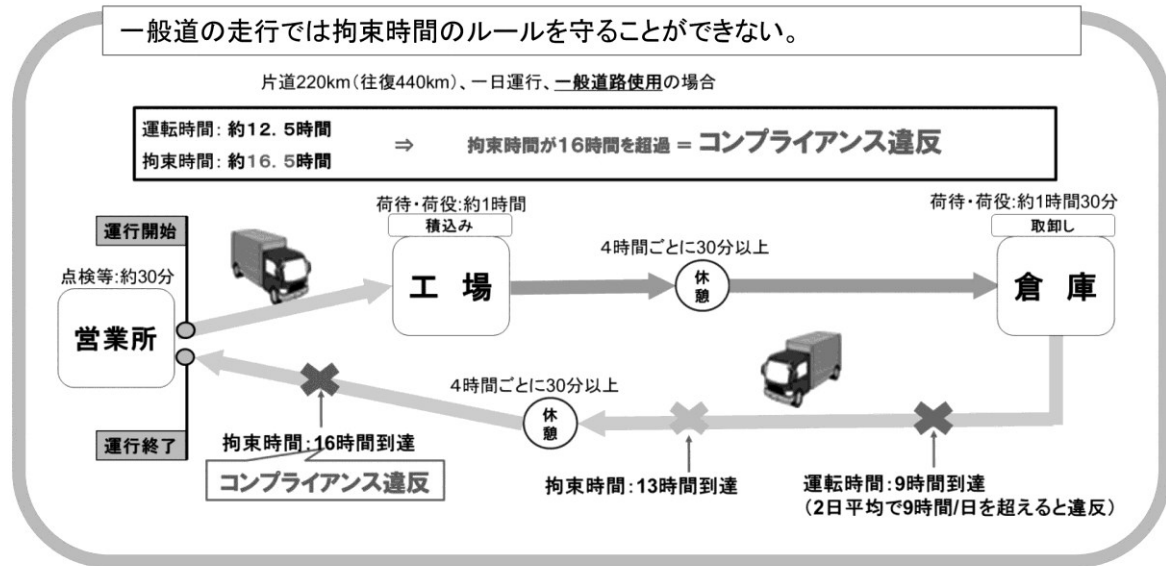
- ・ 荷待や荷役時間の長時間化の抑制、
- ・ 高速道路等の利用による運転時間の短縮、等について、荷主側の理解・協力が重要です。

ポイント： 検品・ラベル貼り等の付帯作業の範囲については、荷主・運送事業者双方で協議した上で契約で定めておくことが重要です。

コンプライアンス(法令遵守)のための取組例

(1) 高速道路利用等による拘束時間短縮（例）→限られた時間での効率的運送が可能

①高速道路利用(平均速度UP↑)、②フェリー等の利用(乗船時間は全て休息期間)により、拘束時間を短縮



高速道路を利用せず拘束時間ルールを遵守しようとする...

- ① 交代運転者が必要(2人分の人件費が必要)、又は、
- ② 1日戻りではなく、2日間運行とする必要あり(所要時間・コスト増加、効率悪化)

※一般道35km/h、高速道70km/hで走行するとして試算

コンプライアンス(法令遵守)のための取組例

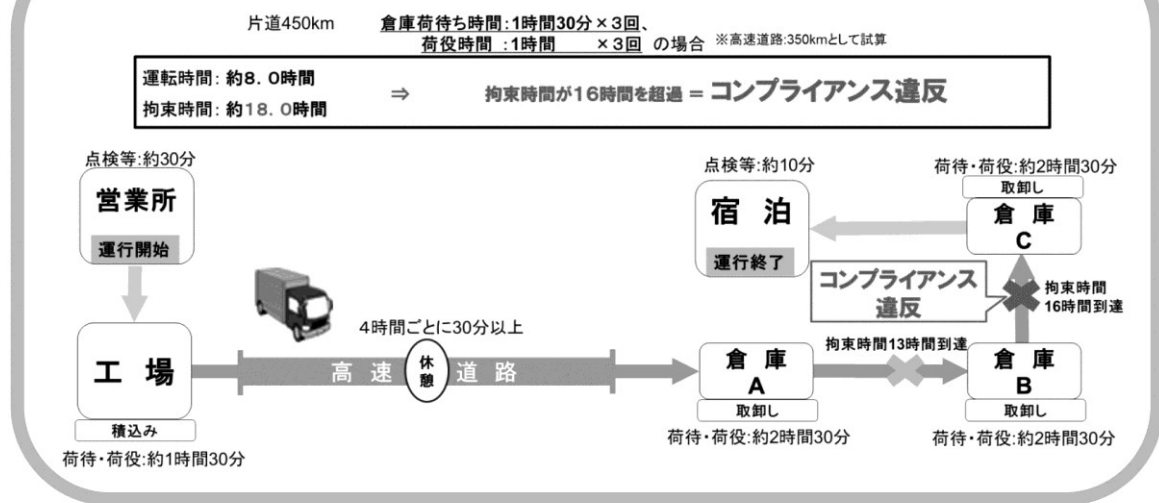
(2) 受付予約システム・機械荷役等による拘束時間短縮(例)

→限られた時間での効率的な運送が可能

荷待・荷役時間が長くなることによるコンプライアンス違反を回避するため、

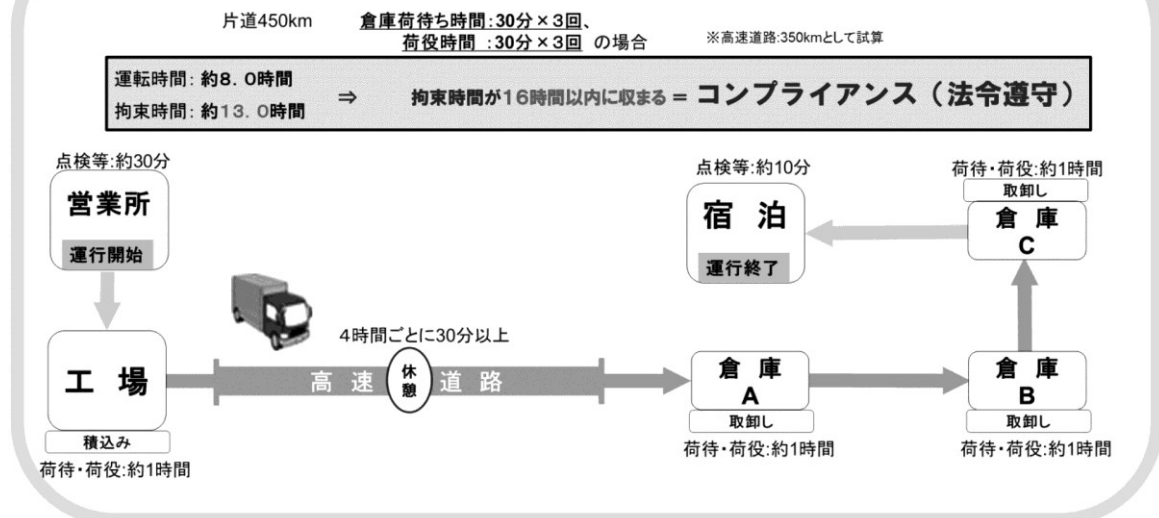
①トラック受付予約システム等による荷待時間を短縮、②パレット等の機械荷役による荷役時間を短縮

荷待・荷役時間が長くなることで拘束時間のルールを守ることができない。



受付予約システム・機械荷役等で荷待ち時間等を短縮することにより
ルールを遵守することが可能に！

荷主側の協力が
不可欠



※一般道35km/h、高速道70km/hで走行するとして試算

④ 法令を遵守しつつ運送機能が持続的に提供されるためには、運送に必要なコストが賄われることが重要です。

○ トラック運送機能を持続的に提供していく上では、以下のようなコストが発生します。

(1) 直接費(運送費)

①運行費、②車両費、③ドライバー人件費等、④自動車関連諸税・保険料、等

(2) 間接費

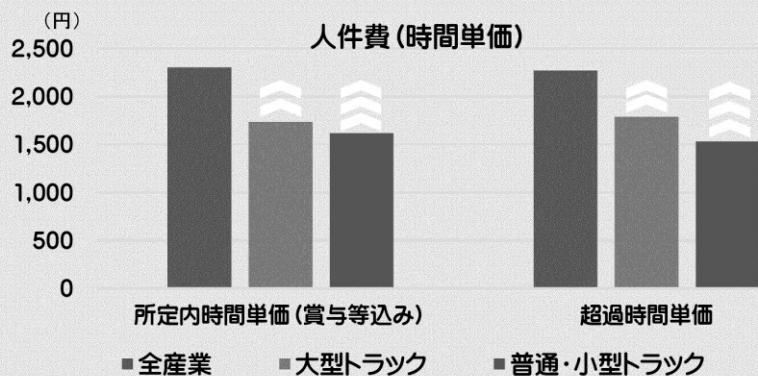
①一般管理費、②施設費、③事故処理費、④租税公課等

○ 法令を遵守しつつ持続的に運送機能が提供される上では、こうした必要となるコストを賄えることが重要となります。



※1 福利厚生費比率は平成28年度全日本トラック協会経営分析報告書に基づき試算
 ※2 法定福利費事業者負担比率は厚生労働省等HPより
 ※3 福利厚生費には法定福利費を含む
 ※4 平成28年度中小企業実態基本調査に基づき試算

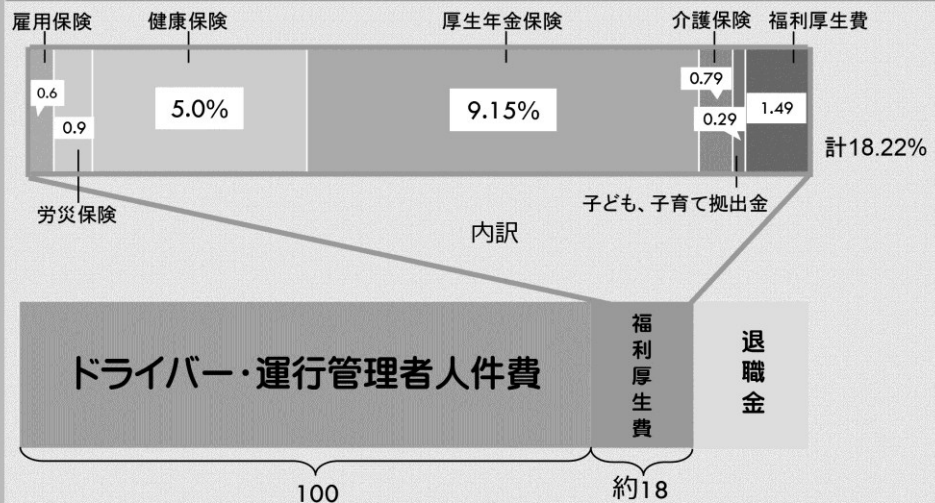
トラックドライバーは深刻な人材不足で、ドライバーの年齢構成も高齢化が進む一方です。他産業と比べて、給与の時間単価は約2割～3割低く、今後人材を確保していく上では、この差が縮小するようにしていくことが重要となります。



※1

人件費・
福利厚生費
について
(※4)

コンプライアンス (法令遵守) のために、福利厚生費等は必要不可欠なコストです。



●一般的に福利厚生費は、運転者人件費に対して、その18%がかかる

※2~4

●運行に対して間接的な面が強いが、コスト計算をする際には適切に計上する

※1 平成29年賃金構造基本統計調査に基づき試算

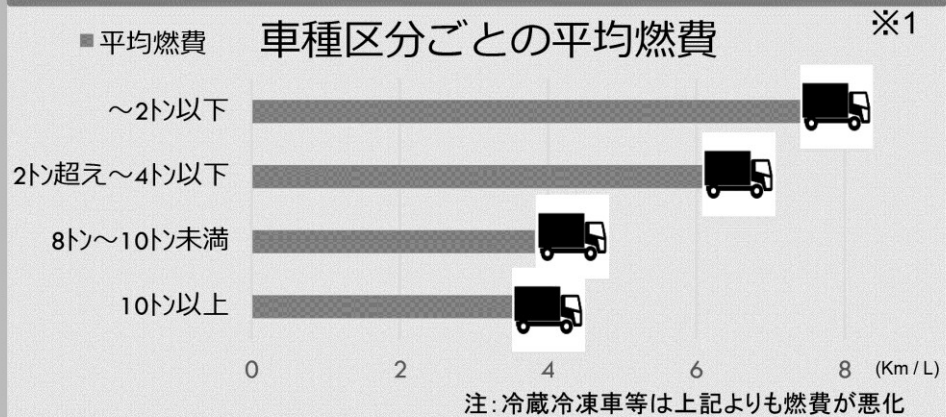
※2 福利厚生費比率は平成28年度全日本トラック協会経営分析報告書に基づき試算

※3 法定福利費事業者負担比率は厚生労働省等HPより

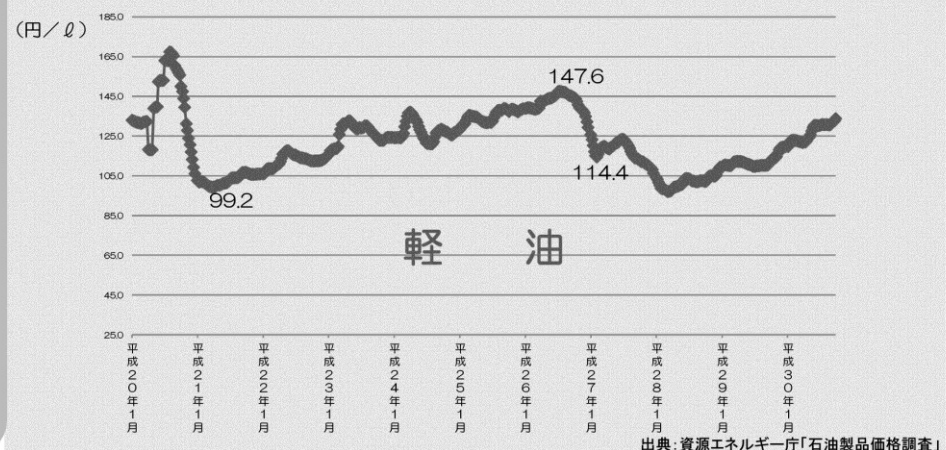
※4 福利厚生費には法定福利費を含む

燃料費 について

燃料費は、車種や距離に応じて変動しますが、必要不可欠なコストです。

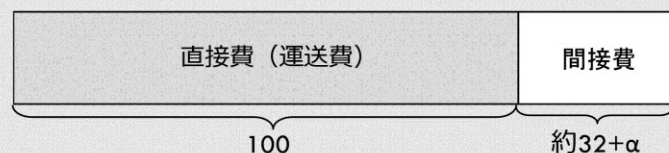


燃料価格は大きく変動します。その変動はトラック事業者がコントロールできないため、燃料サーチャージ制の導入が重要となります。



間接費 について

直接費の他に間接費が必要となります。(一般管理費、施設費等)



● 間接費は、平均直接費(運送費)の3割強相当。

※2

※1 平成23年度全日本トラック協会調査データ及び平成27年度九州トラック協会調査データに基づき試算

※2 平成28年度中小企業実態基本調査に基づき試算
(トラック事業者の99.9%は中小企業者であり、きわめて零細性が強い。)

国土交通省では、法令遵守のために以下のような取組みを行っています。

⑤ 国土交通省はコンプライアンス（法令遵守）を強化し、働き方改革を進めるために、ルール違反に関する行政処分の強化等を進めています。

- 違反事業者に対する行政処分の強化(停車日数の引上げ)

(ex) 社会保険等未加入 一部未加入:10日車 全部未加入:20日車  未加入1名:警告
未加入2名:20日車
未加入3名:40日車

- 事業停止を課するトラック車両数を、最大5割まで引上げ

(ex) 処分150日車のとき、営業所あたりの配置車両数が

5両:2両×75日	5両:2両×75日
10両:2両×75日	10両:5両×30日
100両:7両×18日、1両×24日	100両:15両×10日

- 監査の強化

⑥ 改善基準告示等のルール違反については、トラック事業者への処分に加え、荷主勧告制度に基づく勧告等が行われる場合があります。

- 改善基準告示に違反した場合

- ①トラック事業者 ⇒ 行政処分を受けることとなります
②荷主企業等 ⇒ 関与がある場合、荷主勧告制度による勧告(社名公表)や警告を受けるおそれがあります。

⑦ 荷主都合30分以上の荷待ちは「乗務記録」に記載する必要があります。

- 荷主都合により30分以上待機した場合

- ・集荷地点等
- ・集荷地点等への到着/出発日時
- ・荷積み/荷卸しの開始/終了日時

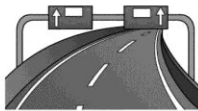
等を「乗務記録」の記載対象として追加する必要があります。

※車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに限りです。

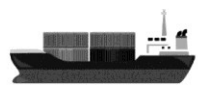
法令を遵守したトラック運送機能を、少子高齢化が進む中、安定的に提供するためには、荷主及び運送事業者双方の理解と協力のもとでの下記のような取組が必要（まとめ）

効率的な運送を可能にするために

○高速道路料金・フェリー料金等

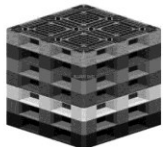


長距離運行には、高速道路やフェリー等の利用が効果的
→ そのために実費として利用料のコストを賄えることが重要
※フェリー等の利用については、リードタイムの確保も重要となります。



（※高速道路やフェリー等を利用しない場合は、追加のドライバー等を用意
→ 追加のコスト(人件費)が必要

○荷待ち・荷役時間の抑制と待機時間料等



①コンプライアンス(法令遵守)のために、長時間の荷待ち・荷役が発生しないことが重要

②また、荷主都合により生じた待機時間や付帯作業等に対する料金は、運送の対価である「運賃」とは別建てで収受される必要があります。

③荷待ち・荷役時間の短縮には、トラック受付予約システムや機械荷役が効果的
→ 予約システム__システムの導入や検品、仕分け作業の効率化が必要
→ 機械荷役__パレット等の利用、フォークリフト等の利用が必要

トラックドライバーの長時間労働改善等のガイドラインをまとめました。
(HP : <http://www.mlit.go.jp/common/001259787.pdf>)

燃料価格の変動に対応した燃料費

燃料価格が上昇した場合には、自動的に燃料費も上昇することになりますので、燃料価格の変動に対応してコスト回収ができる「燃料サーチャージ制」を導入することが重要です。



トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドラインについて
(HP : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html)

車両の点検整備費、ドライバーの健康管理費、社会保険料等



こうした安全を確保する上で必要なコストや福利厚生費等もルールを守る上で必要になるコストです。



発生するコストを賄えない状況では、コストを無理に削減するため、1人のドライバーで拘束時間等の限度を超えて運行したり、適切な点検整備等が行われないなど、コンプライアンス違反が惹起されるおそれが増加します。

国土交通省 適正取引相談窓口 一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2515		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0343		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送・監査部門	023-686-4712	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	秋田運輸支局	企画輸送・監査部門	018-863-5813		香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	048-624-1835	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	043-242-7335		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送・監査担当	029-247-5244		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-291-7853		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602				

「ホワイト物流」推進運動への賛同について（お願い）

— 国土交通省・経済産業省・農林水産省 —

平成31年4月16日

各団体の代表者 各位

「ホワイト物流」推進運動への賛同について（お願い）

国土交通省・経済産業省・農林水産省

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国物流を支えるトラック業界の現状を見ると、昨年12月のトラック運転者の有効求人倍率が3.03倍にも達するなど、近年、運転者不足が急速に深刻化しています。

このような状況を背景に、政府及び関係団体等においては、昨年12月に「ホワイト物流」推進会議を設置し、「ホワイト物流」推進運動に取り組んでおります。

この運動は、トラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済の成長に寄与するため、

- ①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、よりホワイトな労働環境の実現に向けて、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して、相互に改善を提案し、協力して取り組むものです。

つきましては、各団体におかれては、この運動の趣旨にご賛同頂くとともに、会員企業・組合に対し、別添の各企業・組合宛の依頼文書を送付の上、自主行動宣言の検討・実施を呼び掛けて頂きますよう、お願い申し上げます。

（添付資料）

- ・「ホワイト物流」推進運動への賛同について（お願い）（各企業・組合の代表者宛）

※より詳しい内容については、運動のポータルサイトをご参照下さい。

<https://white-logistics-movement.jp>



【「ホワイト物流」推進運動事務局】

国土交通省自動車局貨物課

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室

農林水産省食料産業局食品流通課

(公社) 全日本トラック協会

(参考)「ホワイト物流」推進会議

有識者、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国農業協同組合中央会、
日本農業法人協会、日本ロジスティクスシステム協会、全日本トラック協会
日本物流団体連合会、交運労協、運輸労連、交通労連により構成(順不同)

【連絡先】

国土交通省自動車局貨物課 「ホワイト物流」推進運動担当 有馬、橋本

電話：03-5253-8111 (内線 41-322)

有馬 arima-k28c@mlit.go.jp 橋本 hashimoto-k2xm@mlit.go.jp

平成31年4月16日

各企業・組合の代表者 各位

「ホワイト物流」推進運動への賛同について（お願い）

「ホワイト物流」推進運動事務局

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国物流を支えるトラック業界の現状を見ると、昨年12月のトラック運転者の有効求人倍率が3.03倍にも達するなど、近年、運転者不足が急速に深刻化しています。

このような状況を背景に、政府及び関係団体等においては、昨年12月に「ホワイト物流」推進会議を設置し、「ホワイト物流」推進運動に取り組んでおります。

この運動は、トラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済の成長に寄与するため、

①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化

②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、よりホワイトな労働環境の実現に向けて、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して、相互に改善を提案し、協力して取り組むものです。

つきましては、各企業・組合におかれては、この運動の趣旨に賛同し、自主行動宣言を検討・実施して頂くとともに、物流の改善に向けた取組を積極的に進めて頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、証券取引所の上場会社等の代表者に対しては、別途、国土交通省・経済産業省・農林水産省より、同様の趣旨の文書が本年4月頃に送付されており、重複して送付される場合もありますので、ご参考までに申し添えます。

【「ホワイト物流」推進運動事務局】

国土交通省自動車局貨物課

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室

農林水産省食料産業局食品流通課

（公社）全日本トラック協会

(参考)「ホワイト物流」推進会議

有識者、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国農業協同組合中央会、
日本農業法人協会、日本ロジスティクスシステム協会、全日本トラック協会
日本物流団体連合会、交運労協、運輸労連、交通労連により構成（順不同）

【問い合わせ先】（国土交通省）

北海道運輸局自動車交通部貨物課	電話：011-290-2743（直通）
東北運輸局自動車交通部貨物課	電話：022-791-7531（直通）
関東運輸局自動車交通部貨物課	電話：045-211-7248（直通）
北陸信越運輸局自動車交通部貨物課	電話：025-285-9154（直通）
中部運輸局自動車交通部貨物課	電話：052-952-8037（直通）
近畿運輸局自動車交通部貨物課	電話：06-6949-6447（直通）
中国運輸局自動車交通部貨物課	電話：082-228-3438（直通）
四国運輸局自動車交通部貨物課	電話：087-802-6773（直通）
九州運輸局自動車交通部貨物課	電話：092-472-2528（直通）
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課	電話：098-866-1836（直通）
本省自動車局貨物課 有馬、橋本	電話：03-5253-8111（内線 41－322）

（添付資料）

- ・「ホワイト物流」推進運動について（概要）
- ・自主行動宣言のイメージ

※より詳しい内容については、運動のポータルサイトをご参照下さい。

<https://white-logistics-movement.jp>



平成31年4月16日

各団体の代表者 各位

**「ホワイト物流」推進運動について
(ご協力のお願い)**

国土交通省・経済産業省・農林水産省

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ホワイト物流」推進運動につきましては、別途、会員企業等に対する自主行動宣言の呼び掛けについてご協力をお願いしているところですが、これに加え、下記の点についてもご協力をお願い致したく、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

記

**(1) 貴団体ホームページからの「ホワイト物流」推進運動のポータルサイト
(<https://white-logistics-movement.jp/>) へのリンク**

※リンクを行って頂いた場合は、事後で結構ですので、下記連絡先まで①団体名、②リンクを行って頂いた貴団体ホームページの該当 URL、③実施日をメールにてお知らせ頂ければ幸いです。

(2) 貴団体の機関誌等における「ホワイト物流」推進運動に関する記事の掲載

※ページ数に応じた原稿の Word データ、PowerPoint データをお送りします。

※ご協力頂ける場合は、①媒体名、②発行時期、③ページサイズ(「A4」等)、④ページ数、⑤文字数・図表数の上限、⑥原稿提出期限、⑦ご担当者の連絡先、⑧その他特記事項をメールにてご連絡下さい。

(3) 経営層の参加する会議、説明会、講演会などでの説明機会の提供

※ご協力頂ける場合は、①日時(例「〇月〇日(月)10時~12時」)、②場所、③会議等の名称、④出席見込数(「最大〇名程度」等)、⑤ご提供頂ける時間(例「20分」)、⑥その他特記事項をメールにてご連絡下さい。担当官の出席、放映用動画や配布資料データのご提供等、どのような方法で対応させて頂くかについて、調整させて頂きます。

(4) その他のご協力頂ける取組

例1. 団体としての自主行動宣言

例2. 業界における商慣行の見直しの検討や標準化活動の実施

例3. 「ホワイト物流」推進運動の講演会、パネルディスカッション等の開催 等

※ご協力頂ける場合は、概要等についてメールにて情報をお寄せ頂ければ幸いです。

「ホワイト物流」推進運動のポータルサイト等で公表させて頂きます。

【「ホワイト物流」推進運動事務局】

国土交通省自動車局貨物課

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室

農林水産省食料産業局食品流通課

(公社) 全日本トラック協会

【連絡先】

国土交通省自動車局貨物課 「ホワイト物流」推進運動担当 有馬、橋本

電話：03-5253-8111（内線 41-322）

有馬 arima-k28c@mlit.go.jp 橋本 hashimoto-k2xm@mlit.go.jp